

令和3年3月

地球温暖化防止実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画)



(鍛高地区のしそ畑)

白 糠 町

釧路白糠工業用水道企業団

目 次

1.	背景	
(1)	背景	1
2.	基本的事項	
(1)	目的	1
(2)	対象とする範囲	1
(3)	対象とする温室効果ガス	2
(4)	計画期間	2
(5)	上位計画及び関連計画との位置付け	3
3.	温室効果ガスの排出状況	
(1)	温室効果ガス総排出量	3
4.	温室効果ガスの排出削減目標	
(1)	目標設定の考え方	3
(2)	温室効果ガスの削減目標	4
5.	目標達成に向けた取組	
(1)	取組の基本方針	5
(2)	具体的な取組内容	5
6.	進捗管理体制と進捗状況の公表	
(1)	推進体制	7
(2)	点検・評価・見直し体制	7
(3)	進捗状況の公表	7

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主な原因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、平成 27 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 条締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、平成 10 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、平成 28 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12 年度に平成 25 年度比で 26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

本町においても、各部局が連携を図りながら全職員一丸となって、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

尚、白糠町と釧路市とで構成している一部事務組合、釧路白糠工業用水道企業団（以下「企業団」という。）についても、本町の庁舎内で事務を執り主要な施設も本町域に有していることから、企業団の事務及び事業における温室効果ガスの排出量削減計画も含めた内容で本計画を策定するものとしたします。

2. 基本的事項

（1）目的

白糠町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、白糠町及び釧路白糠工業用水道企業団が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー及び省資源並びに廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

（2）対象とする範囲

白糠町地球温暖化対策実行計画の対象範囲は、白糠町及び釧路白糠工業用水道企業団が行う事務・事業とします。対象施設の詳細については、次のとおりとします。

（白糠町分）

部 等	課 等	施 設 名
企画総務部	企 画 財 政 課	T V 中継所 デジタル中継所 西庶路信和集会所
	総 務 課	役場庁舎 除雪機械車庫

	地域防災課	白糠消防庁舎
	庶路支所	庶路支所 西庶路コミュニティセンター 庶路町民センター
保健福祉部	町民サービス課	クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場 白糠斎場 生活排水終末処理場 バスターミナル バス車庫
	福祉課	白糠生活館 ふれあい児童館 ポコロモシリチセ 寿の家（茶路・西庶路・庶路）
	介護健康課	保健センター
経済部	経済課	メイクセンター 生活改善センター（茶路・上庶路） 勤労者センター 和天別パイオニアセンター 庶路川ししゃも人工ふ化場 庶路川さけ中間育成施設
	建設課	坂の丘公園 逍遙公園 恋問自然観察公園 流末排水 岬の森東山公園 ふれあい公園 ロードヒーティング
水道部	上下水道課	浄水場・配水池 下水道管理センター マンホールポ ンプ(1～7)
	簡易水道課	中庶路日の出飲用水供給施設 和天別送水ポンプ施設 茶路簡水浄水場 茶路簡水第2配水池 和天別配水池 中庶路ポンプ運転管理棟 和天別増圧ポンプ施設 二股簡易水道施設
教育委員会	管理課	白糠小 白糠中 庶路学園 茶路小中
	社会教育課	社会福祉センター 縫別自然の家 白糠温水プール 町営野球場 総合体育館 スケートリンク（白糠） しらぬかパークゴルフインチャロ 武道館 公民館
	給食センター	総合給食センター

(釧路白糠工業用水道企業団)

部等	課等	施設名
企画総務部	工業用水道課	工業用水浄水場

(3) 対象とする温室効果ガス

白糠町地球温暖化対策実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

本実行計画は、令和3年度から令和7年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の令和7年度に、新たな計画の策定を行います。

項目	年度									
	H25	…	R3	R4	R5	R6	R7	…	R12	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 策定		目標 年度	
計画期間			→							

計画期間のイメージ

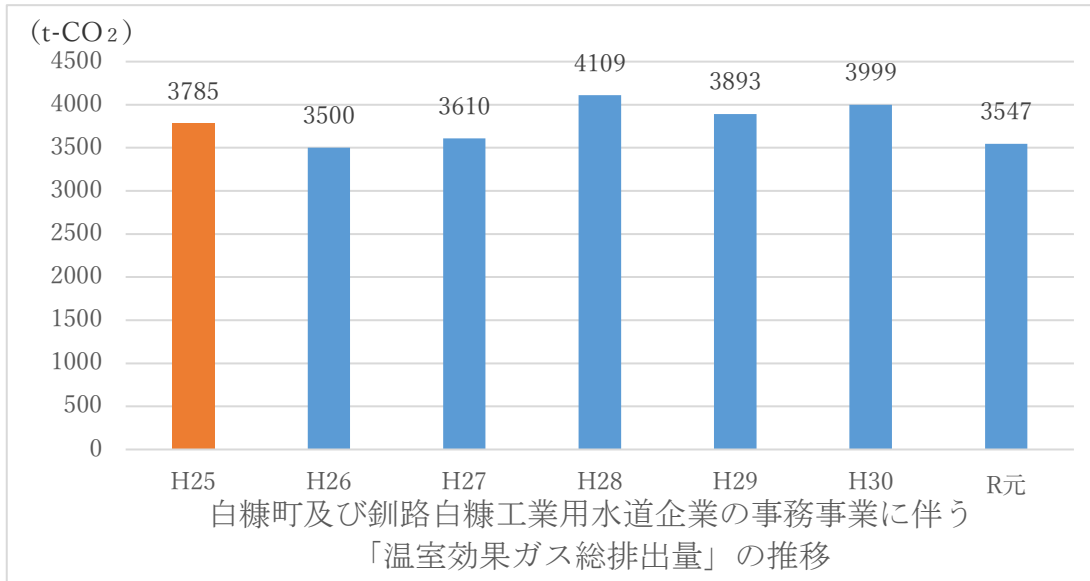
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

白糠町地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定するものです。

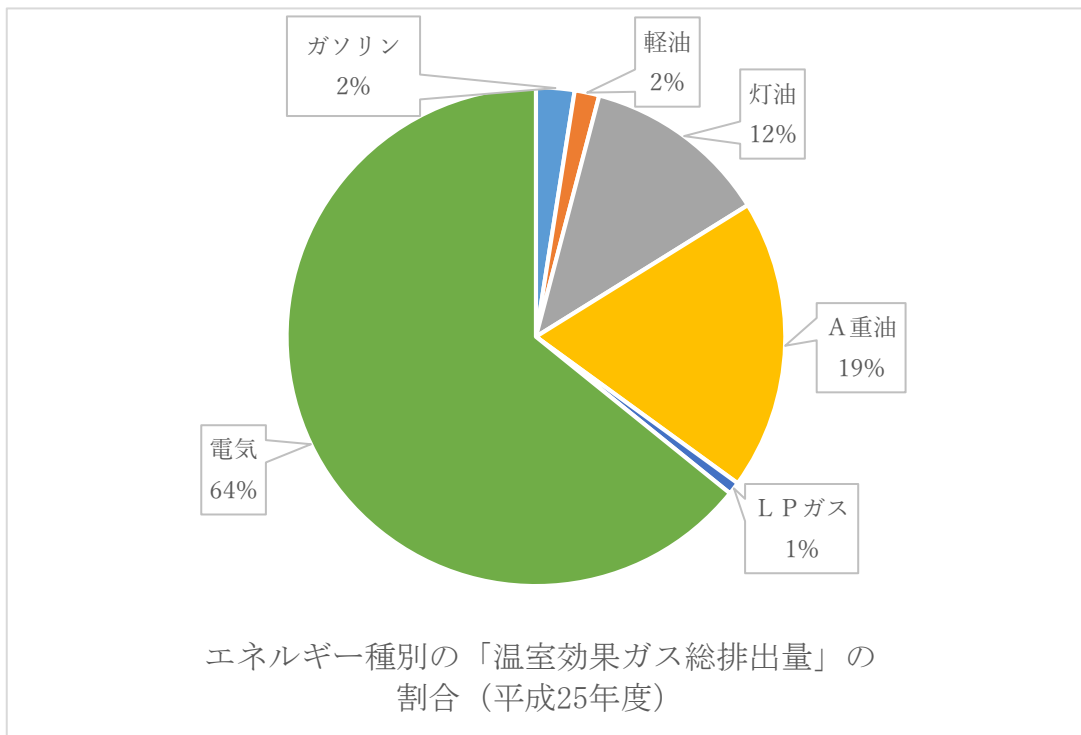
3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

白糠町及び釧路白糠工業用水道企業団の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成 25 年度において、約 3,785t-CO₂となっています。



エネルギー種別では、電気が全体の 64%を占め、次いでA重油 19%、灯油 12%、ガソリン 2%、軽油 2%、LPガス 1%となっています。



4. 温室効果ガスの削減目標

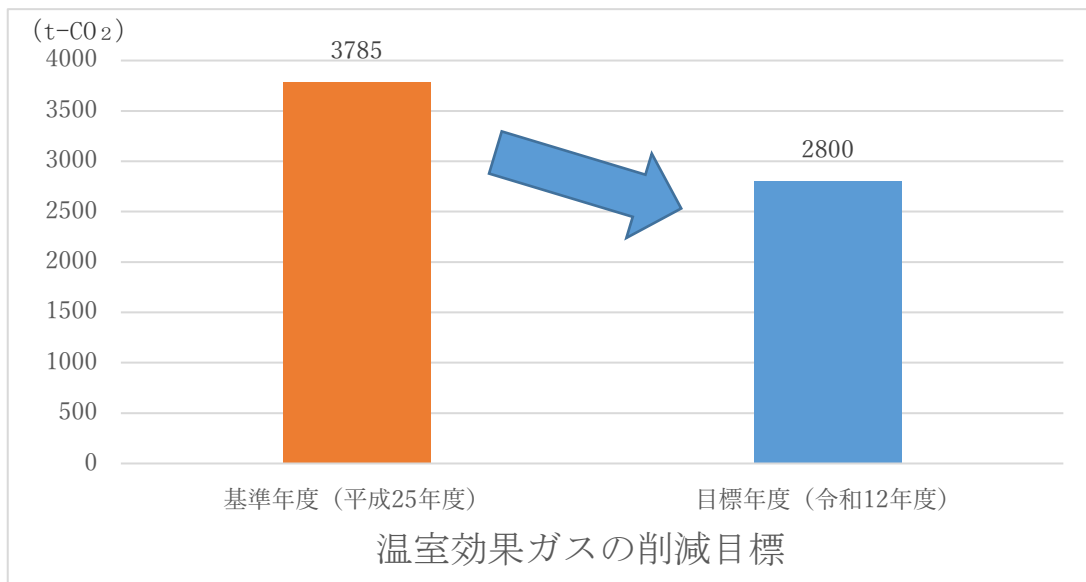
(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等に踏まえて、白糠町及び釧路白糠工業用水道企業団の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和 12 年度）に、基準年度（平成 25 年度）比で 40%削減することを目標とします。

項目	基準年度（平成 25 年度）	目標年度（令和 12 年度）
温室効果ガスの排出量	3,785 t-CO ₂	2,271 t-CO ₂
削減率	—	△40%



本実行計画期間は、平成 25 年度を基準年と定め、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を対象とし温室効果ガスの総排出量を 2,650 t-CO₂にすることを目標とします。

	H23 実行計画 (H26 年～H27 年)	H28 実行計画 (H28 年～R2 年)	R3 実行計画 (R3 年～R7 年)	R8 実行計画 (R8 年～R12 年)	R12 年 (目標年度)
目標値 (H25 年度)	3,407 t-CO ₂ (△10%)	3,028 t-CO ₂ (△20%)	2,650 t-CO ₂ (△30%)	2,271 t-CO ₂ (△40%)	2,271 t-CO ₂ (△40%)

削減目標については、排出実態等を踏まえ、次のとおり設定します。

<p>【総排出量の削減目標】 令和 7 年度までに平成 25 年度比で 30%削減することを目標とする。 3,785 t-CO₂ ⇒ △30% (△1,135 t-CO₂) ⇒ 2,650 t-CO₂</p>
--

項目別の二酸化炭素排出量削減目標

※上段：白糠町と事業団の合算、中段：[白糠町のみ]、下段：(事業団のみ)

項目	平成 25 年度 使用量実績		実削減目標	削減量			
	使用量	削減率		実使用量	削減率	CO ₂ 排出量	削減率
ガソリン	41,765	%	△30.0%	△12,530	%	△19,185	kg
	[40,857]			[△29.9%]		[△12,257]	
	(908)		(△30.1%)	(△273)		(△417)	

軽油	23,373 [23,350] (23)	リットル	△30.0% [△30.0%] (△30.4%)	△7,012 [△7,005] (△7)	リットル	△11,940 [△11,928] (△12)	kg
灯油	183,239 [183,239] (-)	リットル	△30.0% [△30.0%] (-)	△36,281 [△36,281] (-)	リットル	△90,340 [△90,340] (-)	kg
A重油	263,000 [263,000] (-)	リットル	△30.0% [△30.0%] (-)	△52,074 [△52,074] (-)	リットル	△141,121 [△141,121] (-)	kg
LPGガス	5,357 [5,357] (-)	m ³	△30.0% [△30.0%] (-)	△1,061 [△1,061] (-)	m ³	△6,031 [△6,031] (-)	kg
電気	3,529,535 [3,191,345] (338,190)	Kwh	△30.0% [△30.0%] (△30.0%)	△698,848 [△631,886] (△66,962)	Kwh	△480,807 [△434,738] (△46,069)	kg
合計	計画目標値△30.0%					△7,494,30	kg

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

(1) 電気使用量の削減

① 照明設備の適正な使用

- ・ 昼休みの消灯の徹底。
- ・ 不必要な個所の消灯の徹底。
- ・ ノー残業デーの徹底。
- ・ 時間外勤務時は、必要部分以外は、必ず消灯する。
- ・ 蛍光管の取替時には省エネルギータイプの管を選択することとし、照明更新時は発光ダイオード（LED）に切り替えを進める。
- ・ 窓側等の照明は原則消灯する。
- ・ 照明の間引きを徹底する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

② 事務用機器の適正な使用

- ・ OA機器を長時間使用しないときは電源を切る。
- ・ 退庁、退館時には、コピー機、パソコンを含む事務用機器のコンセントは可能な場合全て外す。叶わない場合主電源を切る。
- ・ 機器を導入及び購入する際には、省エネルギータイプ（グリーン購入）の機器を導入する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

③ 施設内のその他の設備の適正な使用

- ・ 自動ドアの利用を控え、手押しドアまたは、職員玄関を利用する。

- ・ポット等の給茶用機器についても、保温用機器を利用する。
- ・設備を導入及び更新する際には、省エネルギータイプの機器を導入する。
- ・エレベーターの使用を自粛する。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

(2) 燃料使用量の削減

① 暖房設備の適正な使用

- ・暖房温度は20度を目安として適切に調整する。
- ・冬期については、厚着をするなど服装を調整する。
- ・ブラインド等を適切に利用した温度管理を心掛ける。
- ・灯油ストーブは、こまめな点火・消火を心がける。
- ・パネルヒーターの温度つまみを調整し、室内温度を上げすぎないようにする。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

② 公用車の適正な使用

- ・公用車から離れるときは、長短を問わずエンジンを切る。
- ・急発進、急加速、不必要なアイドリングをしない。
- ・タイヤの適正な空気圧、無駄な荷物を積んでいないか等の確認を運転前に必ず行う。
- ・冷房（エアコン）の使用を控える。
- ・複数の用事を一度に処理できる場合には、極力一度にまとめる。
- ・複数の場所へ移動する場合は、最短距離で移動できるよう効率的な運行計画を立てる。
- ・町内など移動距離が短い業務については、徒歩により行う。
- ・少人数での移動の際等は、燃費の良い車両を使用する。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

③ ガス設備の適正な使用

- ・湯沸しなどでガスを使用する場合は、終了と同時に速やかにスイッチを切る。
- ・調理等でガスを利用する場合は、できるだけ余熱の利用に努め、炎が鍋底からはみ出さない等の火力の調整を行う。
- ・業務上ガスを多く使用する施設については、適切な使用を検討し、可能な限り無駄な使用を控える。
- ・その他省エネルギーに有効な対策を講ずる。

(3) 省資源に向けた取り組み

① 紙類の適正な使用

- ・コピー前に必要枚数を確認及び原稿のチェックを十分行い無駄な使用を回避する。
- ・プリントアウトは必要最小限とする。
- ・2ページ以上に渡る書類は、必要に応じ、両面コピーや縮小サイズでコピーする。
- ・裏面が白紙の不用紙は、所定の回収箱に入れ再利用する。ただし、個人情報等の非公開事項が記載されているものは除く。
- ・配布書類や刊行物は、適正部数を考慮し作成する。

- ・シュレッダーの使用は、個人情報に記載されているものや機密文書に限る。
 - ・内部で利用する会議資料、レジュメ、新聞スクラップの複製、資料作成等、文書保存に関わらない軽易なものは、できるだけ裏紙を使用する。
 - ・会議等での封筒配布の縮小。
 - ・その他省資源化に有効な対策を講ずる。
- ② 水資源の効率的な使用
- ・日常的な節水に努める。
 - ・トイレや台所、水飲み場を利用する際には、無駄な水洗いや流し放しをせず、最小限の使用を心掛ける。
 - ・施設の定期点検を実施し、必要に応じて漏水対策を行うなど、適切な改善措置を講ずる。
 - ・樹木や植栽等の散水にあたっては、できる限り雨水等を利用するなど水道水の節水に努める。
 - ・その他省資源化に有効な対策を講ずる。
- ③ 廃棄物発生量の抑制及びリサイクル
- ・使用済封筒については、再利用する。
 - ・ごみの分別排出の徹底。
 - ・業務用以外に発生する個人のごみは、家庭に持ち帰る。
 - ・詰替えやリサイクルが可能な物品を購入する。
 - ・事務用品購入時における袋の辞退。
 - ・その他ごみの減量化やリサイクルに有効な対策を講ずる。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 推進体制

本実行計画の全庁的な推進と適正な執行管理を行うため、副町長を責任者として各部課長職で構成する組織（既存の部課長会議を活用）により計画の推進と適正な執行管理を行います。（釧路白糠工業用水道企業団についても、関係課を通して適正な執行管理を行う）

また、事務局は、町民サービス課に置き、全職員で目標達成に向けた取り組みを行います。

2 進捗状況の公表等

本実行計画の進捗状況は、広報誌等で毎年公表します。